

定 款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、大村紙業株式会社と称し、英文では、

OHMURA SHIGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.紙器の製造加工並びに販売
- 2.梱包資材製造加工並びに販売
- 3.シール、ラベルの製造加工並びに販売
- 4.通信販売及び通信販売に伴う物品梱包の請負
- 5.貸倉庫
- 6.前各号に付帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第三章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に、取締役会の決議によって招集する。

(電子提供措置等)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日（以下、定時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録された議決権ある株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ一定の日（以下、臨時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載された株主または、登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 当会社は、取締役会の決議をもって取締役の中から代

表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役、監査役がこれに署名もしくは記名捺印し、または電子署名するものとする。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(解任方法)

第33条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除

き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか監査役会において監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1年とする。

(期末配当金)

第47条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には利息をつけないものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第12条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。